

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から50年9月まで
② 昭和53年10月から55年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和43年3月の婚姻を契機として、夫がA市役所旧庁舎裏の別館に設置されていた国民年金課において、私及び夫に係る国民年金の加入手続を行った。その際、夫については「年金をもらうには年数が足りない。」と言われたため、その後、70万円ないし80万円の保険料を一括で納付した。

国民年金の加入当初は、夫が夫婦二人分の保険料を納付書により市役所の窓口において納付していたが、口座振替で納付できるようになってからは、私及び夫のそれぞれの預金口座から口座振替で納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、18か月と比較的短期間である上、口座振替にするまで夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間②のうち、昭和54年4月から55年3月までの保険料が納付済みとなっている上、A市役所作成の国民年金被保険者名簿においては、申立人の当該期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立期間②の前後の期間は保険料が納付済みである上、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年9月以降において、i) 申立人及びその夫の50年10月から52年3月までの保険料が同年12月に過

年度納付されていること、及びii) 申立人の夫の36年4月から50年9月までの保険料が55年6月に特例納付されていることが特殊台帳により確認できることから、申立人の夫の納付意識は比較的高かったものと認められ、納付意識の高い申立人の夫が申立人の申立期間②の保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

2 申立期間①について、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年9月21日に連番で払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間①の大部分は、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間①の保険料は、第3回特例納付（実施期間は昭和53年7月から55年6月まで）により納付が可能であったが、申立人の夫は、申立人の保険料をまとめて納付した記憶が無いとしている。

さらに、申立人は、その夫が婚姻直後にA市役所旧庁舎裏の別館において国民年金の加入手続を行い、それ以降保険料を納付してきたと主張しているが、A市役所は、「旧庁舎裏の別館に国民年金課が置かれていたのは昭和51年4月から54年中までの期間である。」と回答している上、申立人は、婚姻直後の住所地ではなく昭和50年5月以降の住所地が記載されている2冊の年金手帳を所持しているものの、他の年金手帳を所持していた記憶は無いとしていることから、その主張は不自然である。

加えて、申立人の夫は、国民年金の加入手続を行った際、「年金をもらうには年数が足りない。」と言われたため、婚姻前における自身の約8年分の未納保険料について70万円ないし80万円を一括で納付したとしているところ、特殊台帳により、昭和36年4月から50年9月までの174か月の保険料（69万6,000円）が55年6月30日に特例納付されたことが確認できることから、申立人の夫の一括納付の記憶は、当該特例納付に関するものと考えられる。

その上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、昭和49年1月からA医院に勤務していたが、同医院は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかった。

そのため、私の父は、私の国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、保険料については、父が家族の分と一緒に町内の集金の方にまとめて納付してくれていたと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとするその父は、同居家族の保険料を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年9月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことから、納付意識の高い申立人の父が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、特殊台帳により、申立期間後の昭和50年7月から同年9月までの保険料が51年1月10日付けで還付されたことが確認でき、この時点において、申立期間は、過年度納付対象期間であるにもかかわらず保険料が還付されてい

ることから、申立期間の保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は、婚姻を契機として、亡くなった夫が行ってくれた。

私は、夫から「20歳までさかのぼって保険料をまとめて納付した。」と聞いており、夫は几帳面な性格であったことから、手続や納付を間違えることは無いはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月間と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間（約36年）の保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付したとするその夫は、国民年金加入期間（約31年）の保険料をすべて納付している上、同居の義父母も制度発足時から国民年金に加入し、60歳到達又は死亡直前までの保険料をすべて納付していることから、申立人の夫及び家族の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和50年3月ごろに払い出されたことが推認でき、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

加えて、当時は、第2回特例納付の実施期間であり、広報紙等により、過年度の未納保険料について納付勧奨が行われたことは否定できず、納付意識の高

い申立人の夫が、申立人の申立期間の保険料を過年度納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年10月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、平成20年にA社会保険事務所（当時）に出向き、所持していた国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が押してあることから、申立期間である昭和46年4月から48年10月までの保険料はすべて納付していることを確認した。その後、送付されてきた「ねんきん定期便」では、納付済みと確認した申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時から国民年金に加入しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人が所持する昭和44年7月9日発行の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、46年4月から48年3月までの部分に「B村」の検認印が押されており、48年10月29日発行の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、「48年4月から48年9月まで納付済、B村」、「48年10月から49年3月まで納付済、C町」のゴム印が押されていることが確認できる上、B村役場（現在は、D市E区役所F出張所）作成の国民年金被保険者名簿も、申立期間のうち46年4月から48年9月までの期間が納付済みとなっていることから、申立期間の保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時はG美容室に勤務していたが、厚生年金保

険及びH共済組合の加入記録が確認できないことから、申立期間は引き続き国民年金に加入する必要があったが、特殊台帳（旧台帳）には還付記録が確認され、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（新台帳）は、昭和46年4月1日資格喪失、48年11月1日資格取得として未加入期間となっているなど、国民年金被保険者名簿の記載と一致しておらず、行政側の記録管理が適切に行われなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

私は58歳に到達した平成10年に将来受給する場合の年金額をA銀行B支店で調べてもらったときに、25年間しか保険料を納付していないことが分かった。その後、「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和49年にC市役所（現在は、D市役所E支所）の国民年金専任徴収員（以下「専任徴収員」という。）から国民年金の加入を熱心に勧められ夫婦で加入した。その年は最後の救済ということで5年前までさかのぼって45年4月からの保険料を夫婦一緒に納付することになり、専任徴収員に2か月分から6か月分ずつの保険料を数回に分けて渡していた。その後、専任徴収員の着服事件が明らかになり、私達夫婦の保険料が被害にあって未納とされていると思うので詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 C市役所作成の国民年金被保険者名簿から、申立人及びその妻は昭和50年8月以降ほぼ同一日に納付していることが確認できるところ、申立人の妻は、47年4月から48年3月までの保険料を第2回特例納付期間中の50年12月31日に納付していることを考慮すると、申立人の保険料についてもその妻と同様に第2回特例納付により保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号

払出簿により昭和48年12月28日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち45年4月から47年3月までの大部分は時効により保険料を納付することができず、当該期間について特例納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が営む理容店に集金に来ていたとする専任徴収員は、D市役所が公表しているC市役所の横領事件に係る専任徴収員とは別人であることから、申立人が本事件に巻き込まれたとは考え難い。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟厚生年金 事案 1113 (事案 465 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

最初の申立てでは、A社における同僚にも見習期間があり、見習期間においては厚生年金保険に加入していないという理由で、年金記録の訂正が認められなかった。

しかし、A社に勤務していた当時の後輩従業員から、「『ねんきん定期便』が送付されたので記録を確認したところ、A社に入社したと同時に厚生年金保険に加入している記録となっている。」と聞いたので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が保管する失業保険被保険者資格喪失確認通知書及び同僚の証言から、申立人が申立期間から継続して同社に勤務していたことが確認できるものの、当時の事業主は、「申立人については、1か月の見習期間があり、見習期間の厚生年金保険の加入については不明である。」と回答している上、同僚は、「数か月の見習期間があり、見習期間においては厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月8日付けで年金記録の訂正は必要

でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人は、「私は、前の会社でB業務の仕事をしていた。今回、再申立てを行うきっかけとなった後輩も、私と同様に業務経験者としてA社に入社し、見習期間は無かったと上記後輩から聞いたので、申立てを行った。」と申し立てしているところ、当該後輩従業員は、「自分は経験者として、A社に入社したが、入社と同時に厚生年金保険に加入している。」と証言している上、オンライン記録から、A社において、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同一日であることが確認できる元従業員は、「申立人は、前の会社でB業務の仕事をしており、申立人がA社に入社してから、同社にB部門ができた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立期間前後に、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員のうち二人は、「自分は経験者として、A社に入社した。」と証言しているところ、この二人は、別の事業所における被保険者資格を喪失した直後に、同社において資格を取得しており、その年金記録に空白期間が無い。

さらに、オンライン記録から、申立期間前後に、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員のうち5人は、「学校を卒業後にA社に入社したが、その際に、4か月の見習期間があった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A社では、業務未経験者を採用する際には見習期間を設けて、当該期間中は、厚生年金保険に加入させていなかった一方で、業務経験者を採用する際には見習期間を設けず、採用と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年10月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を納付する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県教育庁B教育事務所における資格取得日に係る記録を昭和53年4月4日、資格喪失日に係る記録を同年7月26日とし、申立期間①の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県教育庁C教育事務所における資格取得日に係る記録を昭和54年4月4日、資格喪失日に係る記録を同年7月26日とし、申立期間②の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月4日から同年7月26日まで
② 昭和54年4月4日から同年7月26日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、中学校で臨時職員をしていた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間①は、D町立E中学校（現在は、F市立E中学校）で、申立期間②は、G村立H中学校（現在は、I市立J中学校）で、いずれの学校でも、1学期から勤務し、夏休み後の2学期及び3学期も勤務した。

いずれの学校でも勤務期間のうち、2学期と3学期は厚生年金保険被保険者期間となっているのに、1学期だけ被保険者期間となっていないことは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された人事記録（履歴書）及び当時の学校事務職員の証言から、申立人が申立期間①において、A県教育庁B教育事務所管内のD町立E中学校に勤務していたことが確認できる。

また、A県教育庁B教育事務所は、「関係書類が現存しないため、申立どおりの届出を行ったか、保険料を納付したかは不明である。」と回答しているところ、申立期間①当時の臨時職員の取扱いについては、A県市町村立学校臨時職員取扱規程（以下「取扱規程」という。）によって対応していたとしていることから、申立期間①に係る人事記録における採用期間は2か月を超えており、例外的に厚生年金保険に加入させる必要の無い場合を規定する取扱規程第19条ただし書き「他の保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合」に該当する事実も確認できない上、当該事業所と申立人の間で厚生年金保険に加入させないとする合意があったと推認できる特段の事情もみられない。

さらに、オンライン記録において、A県教育庁B教育事務所で、申立期間①前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の被保険者期間を確認したところ、その加入月数が2か月ないし3か月の者が複数いることが確認できる。

加えて、申立期間①当時、D町立E中学校で学校事務職員をしていた者は、「採用期間が2か月以上あり、厚生年金保険に加入する条件を満たしておれば、取扱規程により当然に加入手続きを行った。しかも、2学期及び3学期に加入しながら、1学期のみ加入しなかったことは考えられない。当時は、B教育事務所で手続が行われ、保険料控除等を記載したプリントと健康保険証を手渡していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所持する人事記録記載の教育職等級及び号給から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年4月分から同年6月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された辞令書及びA県教育庁C教育事務所から提出された人事記録（履歴書）から、申立人が申立期間②において、同事務所管内のG村立H中学校に勤務していたことが確認できる。

また、A県教育庁C教育事務所は、「社会保険への加入手続き、保険料の控除、納付に関しての資料が全く残っていないため不明である。」と回答しているところ、申立期間②当時の臨時職員の取扱いについては、取扱規程によって対応していたとしていることから、申立期間②に係る辞令書の採用期間は2か月を超えており、例外的に厚生年金保険に加入させる必要の無い場合を規定する取扱規程第19条ただし書き「他の保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合」に該当する事実も確認できない上、当該事業所と申立人の間で厚生年金保険に加入させないとする合意があったと推認できる特段の事情もみられない。

さらに、オンライン記録において、A県教育庁C教育事務所で、申立期間②前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の被保険者期間を確認したところ、その加入月数が2か月ないし3か月の者が複数いることが確認できる。

加えて、申立期間②当時、G村立H中学校で学校事務職員をしていた者は、「当時は、取扱規程により当然に加入手続きを行った。しかも、2学期及び3学期に加入しながら、1学期のみ加入しなかったことは考えられない。当時は、C教育事務所で手続きが行われ、保険料控除等を記載したプリントと健康保険証を手渡して本人に説明していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、辞令書及び人事記録記載の教育職等級及び号給から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年4月分から同年6月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①、②及び③について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を7万5,000円、申立期間②を5万5,000円、申立期間③を7万5,000円とすることが必要である。

また、申立期間⑤及び⑥について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間⑤の標準賞与額に係る記録を5万7,000円、申立期間⑥の標準賞与額に係る記録を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人の標準賞与額に係る記録を5万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間⑦、⑧及び⑨について、申立人の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 24 日
② 平成 16 年 8 月 13 日
③ 平成 16 年 12 月 24 日
④ 平成 18 年 8 月 12 日
⑤ 平成 19 年 8 月 13 日
⑥ 平成 19 年 12 月 24 日
⑦ 平成 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

⑧ 平成 15 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

⑨ 平成 16 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間において、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に支給された賞与に係る記録が無い上、申立期間④に係る標準賞与額が誤っていることが分かった。

また、給料支払明細書を確認したところ、申立期間⑦、⑧及び⑨における標準報酬月額が誤っていることも分かった。

申立期間の給料支払明細書を保管しているので、調査の上、標準賞与額及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、⑤及び⑥について、申立人は標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③について、申立人が保管している給料支払明細書から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を、申立期間①は7万5,000円、申立期間②は5万5,000円、申立期間③は7万5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤及び⑥について、申立人が保管している給料支払明細書から、申立期間⑤は6万円、申立期間⑥は8万円の賞与が支給されていることが確認できる一方、厚生年金保険料控除額については、いずれの申立期間においても、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく保険料額よりも低額の保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立人の標準賞与額を、申立期間⑤は5万7,000円、申立期間⑥は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、いずれの申立期間についても、給料支払明細書により申立人の賞与から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録には、申立人の標準賞与額に係る記録が無く、計5回の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、いずれの申立期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、いずれの申立期間についても、標準賞与額に基づく厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主

は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間④について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額は5万5,000円であることが確認できるところ、申立人が保管している給料支払明細書から、申立人に対して6万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、5万8,000円に相当する標準賞与額に基づく保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立人の申立期間④に係る標準賞与額を5万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該賞与額に基づく保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑦、⑧及び⑨について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間⑦、⑧及び⑨に係る標準報酬月額については、申立人の保管していた給料支払明細書において確認できる報酬月額から、16万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は59歳に到達した平成10年に将来受給する場合の年金額をA銀行B支店で調べてもらったときに、26年間しか保険料を納付していないことが分かった。その後、「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和49年にC市役所（現在は、D市役所E支所）の国民年金専任徴収員（以下、「専任徴収員」という。）から国民年金の加入を熱心に勧められ夫婦で加入した。その年は最後の救済ということで5年前までさかのぼって45年4月からの保険料を夫婦一緒に納付することになり、専任徴収員に2か月分から6か月分の保険料を数回に分けて渡していた。その後、専任徴収員の着服事件が明らかになり、私達夫婦の保険料が被害にあって未納とされていると思うので詳しく調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年12月28日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない上、当該期間について特例納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、C市役所作成の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録(1)欄には、昭和47年度以降の保険料納付が確認できるものの、申立期間は未納期間とされている上、特殊台帳においても申立期間が未納となっていることから、行政側の記録管理においても不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が営む理容店に集金に来ていたとする専任徴

収員について、D市役所が公表しているC市役所の横領事件に係る専任徴収員とは別人であることから、申立人が本事件に巻き込まれたとは考え難い。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 2 年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

会社を辞めて自営業を始めたころに国民年金に加入し、保険料は妻が市役所又は銀行において納付していた。

申立期間の妻の保険料は納付済みとなっており、自分の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付状況について、「定期的に納期までに納めるという方法ではなく、お金に余裕があるときにまとめて納付していた。」としており、納付時期など申立期間の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の妻は、「自分の保険料を先に納付し、主人の分は後で納付していた。」としており、事実、オンライン記録により、申立期間の前後の期間においては、申立人及びその妻の保険料納付年月日はほとんど相違していることが確認できる上、申立人の保険料が時効直前に過年度納付されている状況も確認できることから、申立期間における申立人の妻の保険料が納付済みであることを理由として申立人の保険料についても納付されていたと推認することはできない。

さらに、申立人が確定申告書の作成等を依頼していた税務会計事務所は、申立期間の大部分を含む昭和 63 年、平成元年及び 2 年の確定申告書控を保管しているところ、昭和 63 年の確定申告書控には、国民年金保険料の支払額が記

載されていない上、平成元年及び2年の確定申告書控に記載されている国民年金保険料の支払額は、それぞれ、その年における申立人及びその妻の過年度納付を含む保険料支払額より少額であることから、申立期間の保険料を納付したことを示す資料とは認められない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったのを契機として、母が国民年金の加入手続きを行ってくれた。また、申立期間の保険料は、母又は私が毎月、郵便局において納付していた。

当時は、大学生であったので、申請すれば保険料を免除されると聞いていたが、両親が「納付できない金額ではない。」と言ってお金を出してくれた。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成3年4月1日を資格取得日として、同年4月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間は任意未加入期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人に係る国民年金の加入手続きを行ったとするその母に聴取したものの、加入手続きの時期、場所などを明確に記憶していない上、申立人の記憶する納付金額も当時の保険料額と相違している。

さらに、申立人は、国民年金の加入の際、「当時は、大学生であったので、申請すれば保険料を免除されると聞いていたが、両親が納付できない金額ではないと言って、お金を出してくれた。」としているが、任意加入者は、制度上、

免除申請の対象とならないことから、この記憶は、4年制大学の昼間部に在籍する学生が強制加入被保険者とされ、免除申請の対象となった平成3年4月以降のものと考えられる。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに、年金手帳を所持していた記憶は無いとしている上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

平成6年3月に会社を辞めた後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずである。

私の年金手帳には、申立期間が国民年金の被保険者期間と記録されており、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、資格取得が「平成6年3月1日」及び資格喪失が「平成6年9月1日」と記録されているところ、それぞれの記録に「A町」のゴム印が押されていることから、この記録は、申立人がA町に転入した平成8年6月17日以降に記載されたものと推認でき、転入の時点では、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、納付時期、納付方法、納付場所などの記憶が曖昧である上、その元妻に聴取しても、申立期間の保険料納付状況について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに、年金手帳を所持していた記憶は無いとしている上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から同年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間は、会社に勤務していたが教育研修期間であったため、国民健康保険及び国民年金の加入手続をA市B連絡所（現在は、A市C区役所）において行い、保険料は住所地近くの銀行において納付したと思う。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、平成9年6月1日に第1号被保険者として資格取得し、同年9月11日に資格喪失した記録が確認でき、申立人に納付書が発行された可能性は否定できないが、保険料納付に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の所持する家計簿には、「平成9年7月28日、国民保険5,300円」及び「平成9年8月28日、国保15,300円」との記載が確認できるものの、その金額は、いずれも当時の国民年金保険料額と相違している上、ほかに国民年金保険料の支出をうかがわせる記載も見当たらない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成3年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和63年4月ごろ、両親が私の将来のことを考え、母がA市役所（現在は、B市C庁舎）において国民年金の加入手続きを行い、保険料についても半年ごとにまとめて、当時のD銀行E支店において納付してくれた。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成3年4月1日を資格取得日として、同年5月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の一部は、国民年金に制度上加入することができない20歳到達前の期間であることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、半年ごとにまとめて納付したとしているが、納付金額に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人及びその母は、現在所持する年金手帳のほかに、年金手帳を交付された記憶は無いとしている上、氏名検索及びA市役所作成の国民年金手帳払出簿の縦覧調査によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和38年10月から42年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び保険料納付が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金手帳には「資格取得、昭和35年10月1日」と記載があり、夫婦共に国民年金制度発足時から国民年金に加入し保険料を納付していたので、申立期間①が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する国民年金手帳に「資格取得、昭和35年10月1日」と記載されていることから、制度発足時から国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳の資格取得欄は被保険者期間を示したものであり、保険料の納付を行った裏付けとはならない。事実、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和37年7月23日に夫婦連番で払い出されたことが確認できる。

また、特殊台帳及びA町役場（現在は、B市C区役所）作成の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①は未納、申立期間②は未加入とされていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の昭和36年度から40年度までの国民年金印紙検認記録欄には検認印が無いことから、保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立人は、特例納付についても分からないとしている上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）

は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年11月まで
② 昭和38年12月から42年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び保険料納付が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金手帳には「資格取得、昭和35年10月1日」と記載があり、夫婦共に国民年金制度発足時から国民年金に加入し保険料を納付していたので、申立期間①が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する国民年金手帳に「資格取得、昭和35年10月1日」と記載されていることから、制度発足時から国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳の資格取得欄は被保険者期間を示したものであり、保険料の納付を行った裏付けとはならない。事実、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和37年7月23日に夫婦連番で払い出されたことが確認できる。

また、特殊台帳及びA町役場（現在は、B市C区役所）作成の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①は未納、申立期間②は未加入とされていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の昭和36年度から40年度までの国民年金印紙検認記録欄には検認印が無いことから、保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、特例納付についても分からないとしている上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控

等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間である昭和36年当時は、税金、町内会費、神社費などの費用はすべて各町内会単位で、会計担当者の自宅に合計額を持参していた。その中に国民年金保険料も含まれており、私自身も会計を担当していた時期もあった。また、当時は、民間、官公庁などは少なからず戦時色が残っており、未納者には強い締め付けが行われていたので、国民年金保険料のみを納付しないということができる環境ではなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳の発行年月日（昭和44年11月20日）及び国民年金印紙検認記録欄の最初の保険料納付日（昭和44年12月25日）から、昭和44年11月から同年12月ごろまでの間に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和35年10月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、36年4月から40年3月までの期間については保険料の納付事実が確認できない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の申請免除記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和50年4月から52年3月まで専門学校に在籍しており、2年目の51年4月から52年3月までの期間は、申請免除の記録が確認できたのに、1年目の申立期間の保険料が申請免除とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、専門学校在籍時に保険料の免除申請を行った契機を記憶していない上、免除申請の時期、場所、回数など具体的な手続の記憶も曖昧である。

また、申立人の専門学校在籍期間の前後の期間は、保険料が未納となっており、申立人は、当該未納期間について、「経済的な余裕が無かったので、保険料を納付していなかったことは覚えているが、免除申請を行わなかった理由は覚えていない。」としており、専門学校在籍時のみ免除申請を行ったとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を申請免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申請免除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1146 (事案 994 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から53年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金納付記録を照会したところ、昭和49年1月から53年3月までの期間、58年10月から59年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の保険料の納付が確認できないとの回答を受け取ったので、それぞれの期間について年金記録確認第三者委員会に確認申立てを行った。その結果として、新潟行政評価事務所長から平成22年4月8日付けで、昭和61年4月から62年3月までの期間について訂正する必要があるとの回答を受け取った。

申立期間当時は元妻と一緒に自営業をしており、年金を納付できないほど経済的な余裕が無かった訳ではなかった。元妻が納付とされている昭和49年1月から53年3月までの期間について、未納とされていることに納得がいかないのを改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その父が申立人に係る国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていたと申し立てているが、保険料を納付していたとする申立人の父は既に亡くなっており、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳並びにA町役場（現在は、B市C支所）及びB市役所作成の被保険者名簿から、申立人は昭和49年1月19日を資格取得日として、53年7月14日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、51年4月から53年3月までの期間の保険料は過年度納付、49年1月から51年3月までの期間の保険料は特例納付による方法でしか納付できないこととなるが、特殊台帳

及びB市役所作成の被保険者名簿により、申立人の元妻は当該期間の保険料を現年度納付したことが確認できるなど、申立人の父が申立人及びその元妻の保険料を同一の方法で納付した形跡は見当たらない上、申立人は、その父からまとめて保険料を納付した旨を聞いたことが無いとするなど、申立期間の保険料を過年度納付又は特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらないとする、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月8日付けの通知が行われている。

申立人は、その元妻の保険料と一緒に保険料を納付していた旨を主張するが、申立人から新たな資料の提出は無い上、申立人が当時の事情を知っているとするその次兄は、「申立人夫婦の年金のことは分からない。」とするなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から51年2月まで

数年前、A市役所（現在は、B市役所）及びC社会保険事務所（当時）において国民年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。その後、「ねんきん特別便」が送付されたので加入記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、申立期間当時、父の自営業を手伝っており、市役所から送られてきた納付書はすべて支払っていたと記憶している。

間違いなく保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「会社を退職後、市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の加入手続も行った。」としているが、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する三制度共通の年金手帳には、国民年金の手帳記号番号が記載されておらず、国民年金の記録（1）欄も記載されていない上、オンライン記録においても、国民年金手帳記号番号が確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、

ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から平成3年1月まで

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、平成4年4月に会社を退職して実家に帰ってきた際、国民年金の加入義務があることを知った。その後、両親が、国民年金の加入手続を行い、過去の未納保険料額を計算した上ですべて納付してくれたと聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、「さかのぼって納付したことはあるものの、申立人が20歳の時点までさかのぼって納付したかどうかは定かではない。」としているため、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成4年4月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない上、特例納付実施期間が終了していることから、申立人が主張する20歳の時点までさかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の母は、「平成4年4月ごろに申立人に係る国民年金の加入手続を行い、直後から未納保険料を分割で納付した。」と主張しているところ、事実、オンライン記録から平成3年2月から4年3月までの保険料は、5年3月から6年2月までの間に分割して過年度納付された事実が確認できるものの、申立人の母が記憶する納付時期とは相違していることなどから、申立内容

には不自然な点が見受けられる。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から同年7月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

勤めていた会社を辞め家に戻ったので、母親がA市役所において国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれたはずなのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとするその母も、「記憶は定かでない。」とするなど、加入状況が不明である。

また、氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 9 日から 46 年 1 月 31 日まで
② 昭和 46 年 4 月 24 日から同年 10 月 25 日まで
③ 昭和 48 年 7 月 21 日から同年 9 月 20 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

転職することが多かったが、その際は、退職する 1 か月前には次の就職先を決め、退職後、1 週間から 10 日後には新しい職場で勤務を開始した。

転職の際に、何か月もの間、厚生年金保険に未加入となることはないはずなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「申立期間①当時の関係資料は、平成7年にB施設を建て替えた際に処分したため、申立人の勤務実態や保険料控除の状況は確認できない。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間①当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立期間①当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られないことから、申立期間①における申立人の勤務実態を確認することができない。

2 申立期間②について、C社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係等の書類を確認することができない上、オンライン記録から、申立期間②当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申

立期間②当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られないことから、申立期間②における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、C社において、昭和46年2月6日に雇用保険に加入し、同年4月23日に離職したことが確認できるが、その記録は、厚生年金保険における資格取得日及び喪失日の記録と一致している。

- 3 申立期間③について、D社は、平成12年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係等の書類を確認することができない上、オンライン記録から、申立期間③当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立期間③当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られないことから、申立期間③における申立人の勤務実態を確認することができない。

- 4 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月 2 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 5 月 21 日から同年 6 月 4 日まで
③ 昭和 52 年 8 月 27 日から同年 9 月 1 日まで

以前から自身の年金記録に対して疑問を抱いていたが、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、A社が経営していたA事業所B店に、昭和 51 年 8 月からアルバイトとして勤務したが、52 年 1 月に、同店の店長に勧められて正社員になり、同店には、同年 5 月まで勤務していた。

また、昭和 52 年 6 月及び同年 7 月はA社が経営していたC事業所に勤務し、同年 8 月は同社が経営していたD事業所E店に勤務していた。

いずれの申立期間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①を含む昭和 51 年 12 月 26 日から 52 年 5 月 20 日までの期間、A社において雇用保険に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の後継会社であるF社は、「当時の関係資料は無いため、申立人の保険料控除の状況は不明である。」と回答していることから、申立期間①における申立人のA社での厚生年金保険料の控除の状況につい

て確認することができない。

また、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた者のうちの二人はいずれも、「A社では、正社員となってから3か月の見習い期間があった。」と証言している上、当該同僚二人のうちの一人は、オンライン記録から、申立期間①において、A社及び同社の関連会社で、厚生年金保険に加入していることが確認できないことから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても、採用してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人は、申立期間②の前後において、A社及び関連会社であるD社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間②も、いずれかの事業所に勤務していた可能性は否定できないものの、A社の後継会社であるF社は、「当時の関係資料は無いため、申立人の勤務実態や保険料控除の状況は不明である。」と回答していることから、申立期間②における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、A社を昭和52年5月20日に離職しているが、当該離職日は申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前日と一致している上、D社において雇用保険に加入していたことが確認できない。

さらに、オンライン記録から、申立人が氏名を挙げた同僚のうちの一人は、申立期間②において、A社及び同社の関連会社で、厚生年金保険に加入していることが確認できないことから、同社及び同社の関連会社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

- 3 申立期間③について、オンライン記録から、申立人は、昭和52年6月4日から同年8月27日まで、D社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間③も引き続き、同社に勤務していた可能性は否定できないが、同社の後継会社であるG社は、「当時の関係資料は無いため、申立人の勤務実態や保険料控除の状況は不明である。」と回答している上、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた二人のうちの一人は、「人の入れ替えが激しいところだったので、申立人のことは覚えていない。」と回答していることから、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、D社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52

年4月20日から55年5月1日までの期間に、厚生年金保険被保険者資格を取得した49人（申立人を除く。）の資格喪失日を確認したところ、申立人と同様に、月の下旬で、その資格を喪失している者が多数確認できる。

- 4 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 6 日から 60 年 6 月 12 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間中、A社B支店の支店長であった夫と一緒に同社同支店に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B支店で営業活動を行っていたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間における雇用保険の被保険者記録が無い上、申立事業所の事業を継承しているC社は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人のA社B支店における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、C社労務部の担当者は、「A社に勤務する営業職員は、入社当初は委託職員で、その後一定の成績を満たしたときに社員の身分となり、厚生年金保険に加入することができた。」と証言しているところ、オンライン記録から、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間中のいずれにおいても、社員として同社B支店に勤務していたことはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 10 日から 41 年 3 月 15 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 3 月 25 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

中学校卒業後すぐにA社に勤務し、その後、B社C事業所に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D都道府県E区F町に所在したA社に勤務していた。同社は、G事業を行っていた。」と申し立てているところ、申立人が氏名を記憶しているA社の元事業主の妻は、「夫は既に死亡しているが、申立期間①当時にA社というH事業の会社を経営していた。」と証言している上、申立人が氏名を記憶している同僚は、「A社は、G事業を行っていた会社であり、自分も、申立人の紹介で1年くらい勤務したと思う。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記元事業主は既に亡くなっている上、事業所記号順索引簿において、D都道府県E区F町に所在するA社という厚生年金保険の適用事業所は2社が確認できるが、当該索引簿及び商業登記簿から、いずれの事業所も、申立人が主張する業種とは異なる業種であったことが確認でき、G事業を行っていたとするA社が適用事業所であったことは確認できないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、オンライン記録において、上記元事業主及び上記同僚の年金記録を確認したところ、いずれも、申立期間①中に厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②当時に、D都道府県I区J町付近でK事業をしていたB社C事業所に勤務していた。」と申し立てているところ、L社は、「J町付近のK事業は、昭和41年8月から44年11月の竣工まで、B社に依頼していた。」と回答していることから、申立人が、J町付近で行われたK事業に関わっていたことはうかがえるものの、事業所の所在地や事業主の氏名を記憶していない上、オンライン記録において、B社C事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないことから、申立人が、申立期間②当時に勤務していたとする事業所を特定することができない。

また、B社は、「申立人に係る資料が残っていないため、申立期間②に勤務していたかは不明である。また、申立期間②当時のJ町付近のK事業に関する明確な資料が無いため、C事業所という組織の存在は不明である。」と回答している。

- 3 申立人はいずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1120 (事案 579 及び 825 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の訪問調査により、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。

オンラインの記録では、標準報酬月額が 24 万円となっているが、実際に支給されていた給与は 80 万円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいとの申立てを 2 度行ったが、いずれも認められなかった。

今回、また新たな資料が見つかったので、再度調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が取締役を務めていた A 社において、遡^{そきゅう}及して減額訂正されている標準報酬月額を減額訂正前の 53 万円に訂正するよう主張するものであるが、当該事業所において申立人以外に取締役は確認できない上、申立人が社会保険事務を含めて業務執行を行っていたとの証言があること、及び申立人が社会保険事務所と保険料の滞納の件で標準報酬月額引下げについて相談したとしていることなどから判断すると、申立人は、当該事業所の唯一の取締役として、当該減額処理について関与しなかったとは考え難いこと等により、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新しい資料として破産手続き等に関する資料を提出し、標準報酬月額の減額訂正処理に自らが関与していないとして、再申立てを行ったが、これらの資料は、破産手続き等に関する資料であり、当該資料からは、申立人自ら標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないことを確認することができず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は

見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新しい資料として、「債権者一覧表（日付無し）」、「債権者一覧表（平成 8 年 3 月 15 日現在）」、「領収証」、「預り証」及び「破産宣告の申立（会社自己破産）」を提出し、これらの資料により、A 社が自己破産の申立てを行った平成 8 年 1 月 * 日以降は、標準報酬月額減額訂正処理に自ら関与していないとして再度、申立てを行っている。

しかしながら、上記「債権者一覧表（日付無し）」において、45 番に債権者を社会保険事務所として社会保険料の残債務額が記載されているにもかかわらず、上記「債権者一覧表（平成 8 年 3 月 15 日現在）」においては、欠番となっていることが確認できるが、このことについて、A 社の破産宣告申立人代理人に照会したところ、当該代理人は、「社会保険事務所と申立人が、なるべく滞納金をゼロにするためのやり取りをし、平成 8 年 2 月 26 日ごろに手続をした旨を、同年 3 月 13 日に申立人から報告を受けて、当職から社会保険事務所の担当者に確認をしたものである。」と回答している上、申立人が、「A 社の自己破産を申し立てた平成 8 年 1 月 * 日以降、自らは、社会保険の届出ができない状況であった。」と主張していることについて、当該代理人は、「申立人が、自分で届出等の手続を行っている。」と回答していることから、平成 8 年 2 月 26 日ごろに、申立人自ら社会保険事務所に対して、標準報酬月額減額訂正処理に関する手続を行ったことが推認できる。

これらのことから、申立人自ら標準報酬月額減額訂正処理に関与していないことを確認することはできず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、A 社の唯一の取締役として自らの標準報酬月額減額訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 20 日から 42 年 4 月 2 日まで
② 昭和 42 年 10 月 29 日から 43 年 1 月 5 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 4 日から 44 年 4 月 11 日まで

私は、昭和 37 年 11 月 20 日から 44 年 4 月 11 日まで、A店B支店で勤務していたと記憶しているが、年金請求のため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間のうち、申立期間①、②及び③が、厚生年金保険被保険者期間となっていない上、42 年 4 月 2 日から同年 10 月 29 日までの期間、及び 43 年 1 月 5 日から同年 10 月 4 日までの期間が、C店で厚生年金保険に加入していることが分かった。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、上記のような状況となっていた。

私は、D市場にあったA店B支店に勤務していたため、勤務期間の一部において、C店で厚生年金保険に加入していることが疑問であるが、それ以上に、申立期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

A店B支店で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③以外の期間が、C店における厚生年金保険被保険者期間となっているため、申立期間①、②及び③の申立事業所をC店とするので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名字を記憶している同僚は、「申立人は、申立期間①のうち、昭和 37 年から 38 年ごろにA店B支店のほかにC店でも勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間①のうち、

いずれかの期間においてC店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C店は既に廃業している上、事業主は亡くなっていることから、申立期間①に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、C店は、昭和39年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①のうち、同年5月31日以前の期間については、適用事業所ではないことが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は、「自分は、A店B支店で勤務していた。当該店舗は、E社の事業主の娘が、C店の事業主と結婚して、E社から暖簾分けした店であった。」と主張しているところ、E社の現在の社長は、「D市場にあるA店B支店は、当店傘下の店舗で、申立期間①当時、当店の事業主の娘が経営していた店である。事業主の娘は私の母親で、C店の事業主は私の父親であるが、A店B支店とC店は関係が無い。現在、母は病気療養中のため、申立期間①当時の状況を確認できない上、申立人がA店B支店に在籍したことを確認できる資料も無い。」と証言していることから、上記同僚は、申立人が、申立期間①において、A店B支店に勤務したことを証言しているものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

- 2 申立期間②及び③について、オンライン記録から、申立人は、昭和42年4月2日から同年10月29日までの期間、及び43年1月5日から同年10月4日までの期間、C店において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間②及び③についても、引き続き当該事業所に勤務していた可能性は否定できないが、申立期間②及び③当時、当該事業所において、厚生年金保険に加入していた複数の元従業員に照会したものの、申立期間②及び③当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られないことから、申立人が、申立期間②及び③において、C店に勤務していたことが確認できない。

また、C店は既に廃業している上、事業主は亡くなっていることから、申立期間②及び③に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、C店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間②及び③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は、「自分は、A店B支店で勤務していた。」と主張しているところ、E社の現社長は、上述のとおり証言している上、オンライン記録から、申立期間②及び③当時、E社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員からは、申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られないことから、申立人が、申立期間②及び③において、A店B支店に勤務していたことが確認できない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間②及び③において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月4日から37年5月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社C支店から同社B支店に転勤し、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社B支店（D営業所）に出勤したところ、E社の現場で仕事をするように言われた。」としているところ、申立人が氏名を記憶している同僚は、「昭和36年の年末ごろ、E社の現場で勤務していた。その際、申立人も一緒だった。」と証言している上、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和37年1月1日から、A社B支店で雇用保険に加入していることが確認できることから、申立人が、申立期間のうち、36年11月4日から同年12月31日までの期間については、期間は特定できないものの、同社B支店に勤務していることがうかがえる上、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、37年1月1日から同年5月1日までの期間については、同社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、現在、県内のA社各支店を統括している同社F支店の総務担当者は、「現在、当支店において、申立人が当社B支店に在籍していたことを確認できる資料は、同支店が作成していた社会保険管理カードのみである。そのほかに人事記録等の資料は無いことから、申立てどおりの届出及び保険料納付については不明である。」と証言していることから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することがで

きない。

また、申立人は、「A社C支店から同社B支店に転勤し、継続して勤務していた。」と申し立てているところ、オンライン記録から、申立期間当時、A社C支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員5人のうち4人は、「申立期間当時、A社C支店に勤務していた運転手や作業員は、同社C支店が同社B支店に統合された昭和39年2月1日までは、各支店間を転勤することはなかった。」と証言している上、そのほかの1人は、「申立人は、A社C支店から同社B支店に転勤したのではなく、同社C支店をいったん退職し、改めて同社B支店に採用になった。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、A社B支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員は、「A社B支店に入社当初は、まず臨時社員となり、その後に実施される試験に合格して養成員となる。その後、養成員期間が終わると正社員になる扱いだった。正社員になるまでは厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C支店を退職後、同社B支店に再入社したが、申立期間においては、臨時社員及び養成員であったことがうかがわれることから、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと推認できる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月から 28 年 8 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時のA事業所（現在は、B社）に勤務していた。」としているが、B事業所は、「申立期間当時の資料は、処分して保管していない上、当時の事業主は既に亡くなっていることから調査することができない。」と回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる7人について調査したものの、6人は既に亡くなっており、回答が得られた1人は、「申立人のことを記憶していない。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 2 日から 50 年 4 月中旬まで

社会保険事務所(当時)に年金相談に行ったところ、A事業所における厚生年金保険被保険者期間が1か月しか無いことが分かった。

A事業所では、当初は冬季のアルバイトとして勤務したが、その後は正社員(店長)として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「高校の同級生が経営するA事業所で、当初は冬季のアルバイトとして勤務したが、その後は正社員(店長)として勤務していた。」と申し立てているところ、オンライン記録から、昭和 46 年 2 月 1 日にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員は、「申立人のことを知っているが、自分がA事業所に勤務していた期間には、申立人は、まだ勤務していなかった。」と証言している上、当該従業員と同様に、同日に資格を喪失している別の従業員は、「当時、Bの配達をしていた20歳代の若い男性がいたが、それが申立人なのかどうか分からない。」と証言していることから、申立人が申立期間①にA事業所に勤務していたことが確認できない。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立期間②中にA事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の証言から、申立人が、申立期間②当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は昭和 49 年 2 月 26

日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち、同年2月27日以降の期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所が加入するC厚生年金基金が保管する、厚生年金基金加入員資格取得届及び加入員資格喪失届から、当該基金における申立人の資格取得日は昭和46年2月1日、資格喪失日は同年3月2日であることが確認できるが、当該取得日及び喪失日は厚生年金保険における記録と一致しており、上記基金及び社会保険事務所（当時）の双方が、申立人の資格取得日及び喪失日を誤って記録したことは考え難い。

- 3 オンライン記録から、申立人は、昭和42年9月26日から61年2月1日までの期間、国民年金に加入し、保険料を納付しているが、このうち、46年4月から61年1月までの期間は、定額保険料に加え付加保険料も納付していることが確認できるなど、申立人がいずれの申立期間も厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から22年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。その後、何度も社会保険事務所（当時）に照会したが、いずれも厚生年金保険の記録が無いという回答で進展が無かったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行った。

申立期間については、確かにA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年6月6日付けのA事業所における10年勤続の表彰状を保管している上、オンライン記録から、申立期間当時、同工場において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は、その後、B社に名称を変更しているところ、同社は既に解散している上、当時の事業主の娘は、「会社の関係資料は処分しており、資料は全く残っていない。」と回答していることから、申立人のA事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、昭和17年6月1日から19年7月10日までの期間はA事業所において、22年9月15日から44年5月1日までの期間はB社において、それぞれ厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間においても厚生年金保険に加入している可能性は否定できないものの、B社において、申立人と同一日（22年9月15日）に被保険者資格を取得した同僚二人はいずれも、「厚生年金保険の記録より前から勤務して

いた。」と証言していることから、当時、A事業所は、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても採用してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 26 日から同年 11 月 17 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 52 年 2 月 1 日から 55 年 6 月 26 日まで、A社に継続して勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てているが、雇用保険の記録から、申立人は、同社において、昭和 52 年 2 月 1 日から同年 8 月 25 日までの期間及び同年 11 月 17 日から 55 年 6 月 27 日までの期間、雇用保険に加入していることが確認できる一方、申立期間中は、雇用保険に加入していることが確認できない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚一人、及びオンライン記録から、申立期間当時、A社において、厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚一人はいずれも、「申立人は、いったん会社を辞めてまた戻ってきた。」と証言している上、別の同僚一人が「当時いったん退社し、再入社した話を聞いたことがある。」と回答しているなど、申立人が申立期間中も引き続き同社に勤務していたという証言は得られなかったことから、申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の健康保険被保険者証は、昭和52年8月27日に返納されていることが確認できる上、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月から 35 年 7 月 31 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「正式な雇用となっていれば、保管している社員名簿に名前が記載されているはずだが、申立人の氏名は確認できない。また、当時の人事資料の中に申立人の記録が無い。」と回答している。

また、申立人が氏名を記憶している同僚に照会したものの、連絡が取れた二人はいずれも、「申立人のことを記憶しているが、申立人の勤務期間は覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月10日から同年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C支店に勤務していた期間のうち、昭和36年5月から同年7月までの期間の標準報酬月額が、直前の2万円から1万6,000円に減っていることが分かった。

昭和36年8月からの標準報酬月額が3万円となっていることから、申立期間の標準報酬月額が1万6,000円であることに納得がいかない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る台帳の給与歴には、申立人の昭和36年4月1日時点の本給合計額が2万4,600円（基本給が2万600円、家族手当が2,000円、役手当及び住宅手当が各1,000円）と記載されていることが確認できる。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間当時の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、「申立期間当時の資料について保存期間が経過しており、不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を保管していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、支店間異動による厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴い、申立人の標準報酬月額は、2万円から1万6,000円に2等級減額していることが確認できるが、申立人と同様に、昭和36年5月10日に、A社C支店で資格を取得している者の標準報酬月額も支店間異動前の1万2,000円から1万円に減額していることが確認できる上、申立人が同期入社で

あるとして氏名を挙げている者の標準報酬月額は、申立期間前後2度にわたり、1等級又は2等級減額していることから、申立人の標準報酬月額の減額が不自然であるとは言えない。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 41 年 12 月まで
② 昭和 41 年 12 月から 42 年 12 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①は、A社B事業所内のC事業所に、申立期間②は、A社とD社の共同企業体のE施設F事業所に、いずれも季節労働者（G職種）として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「H県I町大字Jに所在するA社B事業所内のC事業所に、季節労働者として勤務した。」としているところ、申立人が氏名を挙げた元同僚a氏の妻は、「夫からは、短期間ではあるが、申立人と一緒にK施設工事に従事したことがあると聞いている。」と証言している上、雇用保険の記録から、申立人が昭和40年4月4日から同年12月22日までの期間及び41年3月26日から同年11月11日までの期間において、L公共職業安定所管内に所在する事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記雇用保険の記録では、その事業所名が不明である上、A社は、「当時の書類は破棄して保管していないが、当時在籍していた従業員の記憶では、下請業者にM県のN事業所があったとしている。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた別の元同僚b氏は、オンライン記録からO社（所在地はM県）において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、同社は昭和44年10月2日に厚生年金保険適用事業所になっており、b氏の被保険者資格取得日は46年4月1日であることが確認できる。

さらに、同僚 a 氏及び b 氏は既に亡くなっている上、O 社（M 県）は商業登記簿上確認ができず、P 社（H 県）は既に解散していることから、申立期間①当時における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「M 県 Q 郡 R 村 S に所在する、A 社と D 社の共同事業体である E 施設内 F 事業所に、季節労働者として勤務していた。」としているところ、雇用保険の記録から、申立人が昭和 41 年 12 月 18 日から 42 年 6 月 22 日までの期間及び同年 9 月 21 日から同年 11 月 28 日までの期間、T 公共職業安定所管内に所在する事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記雇用保険の記録では、その事業所名が不明である上、A 社は、「E 施設工事誌には、主な請負先の記載はあるが、F 事業所という事業所は確認できない。」と回答していることに加え、申立人は、F 事業所の本社所在地、事業主の氏名及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が、申立期間②当時に勤務したとする事業所を特定することができない。

また、オンライン記録において、F 事業所の類似事業所として、M 県 U 市（現在は、V 市 U 区）に所在した「W 社」（昭和 48 年 2 月に X 社へ名称変更）が確認できるが、事業主の子息に照会したところ、「W 社は、A 社の下請会社ではないし、E 施設の工事には関わっていない。」と証言している。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 13 日から 35 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和 35 年 2 月に会社へ退職する旨の連絡をするまでは、A社に在職していたときと同じ健康保険制度の保険証を使用していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に在職中の昭和 32 年 11 月ごろに、病気治療のため出身地に戻ったが、同じ健康保険証を使用していたと思う。」とする一方で、「同社に対して退職する旨の連絡をする昭和 35 年 2 月までの間、同社で勤務していない。」としている。

また、B社は、「資料が無いため、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員からは、申立人が申立期間において、引き続き同社で勤務していたとの証言も得られないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間中も同じ健康保険制度だった。」としているところ、健康保険制度においては、健康保険被保険者期間が1年以上ある被保険者が退職した場合、被保険者当時の同一疾病について、資格喪失後も継続して

療養給付が受けられる（初診日から5年間）継続療養制度と、健康保険被保険者期間が2か月以上ある被保険者が退職した場合、引き続き2年間は、個人で健康保険の被保険者になることができる任意継続被保険者制度があることから、申立人は申立期間中において、どちらかの健康保険制度を利用していたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 5 日から 6 年 8 月 3 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた当時の標準報酬月額が、16万円と低額であることが分かった。

最初の1か月だけは、給与が10万円くらいであったが、翌月からは、100万円から120万円の収入を得ていたことは確かであるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、オンライン記録によれば、申立期間に係る標準報酬月額は16万円とされているが、これらの標準報酬月額の決定又は改定は、資格取得時又は定時決定時に行われたものであることが確認でき、^{そきゆう}遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、オンライン記録において、申立人が、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得した、平成3年11月5日前後の新規資格取得者33人(申立人を除く。)の新規資格取得時、4年10月の定時決定時及び5年10月の定時決定時の標準報酬月額を確認したところ、いずれも14万2,000円ないし20万円であることから、申立人の標準報酬月額が不自然に低額であるとも言えない。

さらに、A社の元事業主からは証言を得られなかったが、上記33人のうちの1人は、「外務員は、歩合給だった。会社は、最低限の報酬を社会保険事務所に報告して、その報酬に見合う保険料が給与から控除されていた。」と証言している上、上記33人のうち照会することのできた元従業員はいずれも、「国の記録に疑問点は無い。」、「疑問点は分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 15 日から 37 年 4 月 1 日まで
年金請求を行う 1 年前に、年金相談センターに厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間中、A 社 C 支店で、訪問販売員として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社 C 支店において販売員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は、「資料が無いため、申立人が、申立期間当時、A 社 C 支店で勤務したか否かについては確認できない。なお、申立期間当時、販売員として勤務した従業員は、厚生年金保険加入対象者である正販売社員（正社員）と厚生年金保険非加入対象者の見習販売社員とに分かれていた。申立人が申立期間当時、正販売社員と見習販売社員のどちらの身分で勤務していたかについても不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、B 社人事総務部の担当者は、「厚生年金保険に加入している場合は、当社が作成している健康保険台帳に氏名の記載があるが、申立人の氏名は無いため、申立人は、厚生年金保険には加入していないと思われる。また、販売員として入社した場合は、見習販売社員から始まり、販売成績が良ければ正販売

社員となる。」と証言している上、申立期間当時、A社C支店及び同社同支店直販部で勤務していた複数の従業員は、「正販売社員になると厚生年金保険に加入する。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、A社C支店に勤務していたものの、厚生年金保険加入対象者ではない見習販売社員であった可能性も否定できない。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで

60 歳が近くなったので、社会保険事務所（当時）の窓口へ年金記録の照会に行ったところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、A事業所（現在は、B団体A事業所）に正職員として採用され、厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間中にA事業所において、厚生年金保険に加入していることが確認できる元職員は、「申立人のことを知っている。勤務期間は短かった。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B団体A事業所の事業主は、「保管している書類を確認しても申立人の名前を確認することはできない。また、社会保険事務所に対して、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかは不明である。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間中に当該事業所において、厚生年金保険に加入していることが確認できる元職員のうち、照会することのできた上記元職員を除くその他の元職員はいずれも、「申立人のことを知らない。」と証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 47 年 7 月 25 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないとの回答を受け取った。
公共職業安定所のあっせんで、A社(現在は、B社)に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地並びに事業主及びその長男の氏名を記憶しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、事業所の所在地及び両者の氏名が確認できる上、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員3人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は、「申立期間当時の資料は無い。」と回答している上、同社の現在の会長は、「A社は、昭和 52 年 4 月 1 日に法人となったが、53 年 4 月 1 日までは社会保険に加入していなかったので、申立人の申立てどおりの届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付は行っていない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、上記会長及び上記従業員3人のうち1人は、申立期間中は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 5 月 25 日から 25 年 4 月 1 日まで
② 昭和 26 年 5 月 1 日から 29 年 11 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間①と、B社に勤務した期間のうち申立期間②が、いずれも厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

勤務したことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社は、C地区にあったが、同社は、戦争に行く前に勤務していたD社の子会社であり、D社が製造する製品の卸売りをする会社であった。」と申し立てているところ、申立人がA社を退職した後に勤務したB社から提出された申立人の履歴書において、「昭和 22 年 5 月 25 日付け、A社購買課入社」と記載されていることが確認できる上、申立人が氏名を記憶している元同僚の弟及び妹は、「A社は、私の叔父が社長をしていた会社である。当時、事務所はC地区にあった。姉は既に死亡しているが、申立人が、姉の同僚として、同社で勤務していたことを記憶している。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、同社の所在地を管轄する法務局に、その商業登記の記録が確認できない上、適用事業所名簿においても、同社が、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、前述の社長は既に亡くなっていることから、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができ

ない。

また、オンライン記録において、申立人が氏名を記憶している上司及び元同僚が、申立期間①当時に、厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、B社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、「私は、高校を卒業した昭和 25 年にB社に入社した。申立人は、私が同社に入社したときには既に勤務していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間②のいずれかの期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の現在の会長は、「私は、申立期間②当時、事務を担当していたが、申立期間②当時、当社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、B社は昭和 29 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が氏名を記憶している申立期間②当時の社長、上司及び上記従業員の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも同一日であることが確認できる。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から31年10月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所(現在は、B社)で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A事業所では、昭和31年10月ごろまでC職種として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、昭和28年5月1日から同年10月1日までA事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、申立期間も引き続き、当該事業所に勤務していた可能性は否定できないところ、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人に関する具体的な証言は得られず、申立人が申立期間も引き続き、当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、B社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び届出を行ったかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間におけるA事業所での勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで
: ② 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が違っていることが判明した。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額が、26万円と30万円となっているが、それぞれ28万円と32万円になると思う。

標準報酬月額が誤っていることを確認できる賃金明細票を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出されたA社における賃金明細票から、その報酬月額は、申立期間①は標準報酬月額28万円から30万円に相当する額であり、申立期間②は標準報酬月額26万円から36万円に相当する額であることが確認できる一方、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立期間①は26万円、申立期間②は30万円であることが確認でき、その額は、オンライン記録による標準報酬月額の記録と一致している。

また、A社元代表清算人から業務を委託されたC社は、「申立期間①及び②について、国（厚生労働省）の記録どおりの届出及び納付を行っていた。」と回答している。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①及び②における申立人の標準報酬月額について^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。